

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	6	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ 特別土地保有税 、 都市計 画税 、 地方消費税 、 国民健康保険税 ）	
要望 項目名	介護医療院の創設等に伴う税制上の所要の措置	
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） （介護医療院の創設） 平成29年の地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による介護保険法改正（以下「法改正」という。）により、今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院を創設する。併せて、介護医療院創設に伴い、生計困難者に対して無料又は低額な費用で利用させる事業に係る社会福祉法の規定を整備している。</p> <p>また、介護療養型医療施設の設置期限については、現行制度上平成29年度末となっているが、法改正において、平成35年度末に延長することとしている。</p> <p>（病床転換助成事業） 療養病床の転換を支援するため、都道府県の区域内にある保険医療機関が療養病床から介護保険施設等へ転換する場合に、その整備費用を都道府県から助成する病床転換助成事業を都道府県が行っており、平成29年度末に本事業の期限を迎える。</p> <p>・ 特例措置の内容 （介護医療院の創設） 介護医療院は、医療・介護サービスを一体的に提供する介護保険施設であるため、他の介護保険施設と同様に、各種税制措置を講ずる。併せて、無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業についても、税制上の所要の措置を講ずる。</p> <p>また、介護療養型医療施設の設置期限を延長するに伴い、介護療養型医療施設に関して現在認められている税制上の所要の措置を延長する。</p> <p>（病床転換助成事業） 病床転換助成事業の期限を平成35年度末に延長することとした場合に、国民健康保険に要する費用に同事業に係る病床転換支援金の納付に要する費用を含めて国民健康保険税を課する特例措置の適用期限を平成35年度末まで延長する。</p>	
関係条文	地方税法第72条の23第3項第2号、同項第4号、第586条第2項第5号の2、第701条の34第3項第9号、第703条の4第1項、第2項及び第12項並びに附則38条の3 地方税法施行令第10条の7の3第7項、第36条の10第2項第4号、第49条の15、第50条、第56条の26	
減収 見込額	[初年度] 精査中 (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)	

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 (介護医療院の創設) 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズに対応するため、法改正において、日常的な医学管理が必要な要介護者の受入れや看取り・ターミナルケア等の機能と、生活施設としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設として、介護医療院を創設することとしている。 また、法改正において、介護療養型医療施設の設置期限については、介護療養型医療施設の開設者がどの介護保険施設に移転するかを選択する期間や、移転に伴っての施設の改修等に要する期間等を総合的に判断する期間が必要であることから、平成 35 年度末まで延長する。</p> <p>(病床転換助成事業) 長期にわたる療養を必要とする患者のための病床である療養病床から介護医療院等に転換することで、病床機能の分化・連携を推進すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 (介護医療院の創設) 介護療養型医療施設の設置期限については、法改正において、平成 35 年度末に延長することとしているが、介護療養型医療施設の利用者が必要なサービスを受けられるように、この期限までに介護保険施設等への円滑な転換を促していく必要がある。 その中でも、介護療養型医療施設と同等の医療を提供できる介護医療院は主な転換先として想定されるが、介護医療院で提供されるサービスの性質に応じて、他の介護サービスと同様に認められるべき優遇措置等が確保できないと、転換が進まないと考えられる。 このため、介護医療院について、税制上の所要の措置を講ずる。併せて、社会福祉事業の無料又は低額な費用で介護医療院を利用させる事業として行われる場合にも、無料又は低額な費用で、介護老人保健施設を利用させる事業又は診療を行う事業を行う場合と同様に各種税制措置を講ずる。 また、介護療養型医療施設の設置期限を延長するに伴い、介護療養型医療施設に関して現在認められている税制上の所要の措置を延長する必要がある。</p> <p>(病床転換助成事業) 病床転換助成事業の事業期限を延長することに伴い、病床転換助成事業に充てることとされている病床転換支援金について、国民健康保険税において徴収することができる措置を延長する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標X 高齢者ができる限り自立し、住み慣れた地域で自分らしく、安心して暮らせる社会づくりを推進すること 施策大目標X-1 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう必要なサービスが切れ目なく包括的に確保される地域包括ケアシステムを構築すること 施策目標X-1-4 介護保険制度の適切な運営を図るとともに、質・量両面にわたり介護サービス基盤の整備を図ること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	介護保険法改正に伴う介護医療院に関する税制上の所要の措置を講ずることにより、質・量両面にわたり、介護サービス基盤の整備を図る。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	介護医療院は、医療・介護サービスを一体的に提供する介護保険施設であるため、他の介護保険施設と同様に、各種税制措置を講ずることは妥当であると考えます。 また、税制上の措置を講ずることによって、慢性期の医療・介護ニーズに対応することができることから、国民の保険医療の向上及び福祉の増進を実現することができる。

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	今回の改正法による介護医療院に係る税制優遇については、平成 29 年度税制改正においても要望を行い、個人住民税について要望を認めて頂いた。
ページ	6—3